

新しい青年の家を考える

—青年の家を考える部会—

1. 研究の経過

昭和50年度の青年の家研究集録「新しい青年の家像を求めて」の継続研究として位置づけ、1年間時態をすすめた。昨年4月に宿直が廃止された事とそれに伴ってその前後に各所で実施している内容を中心として、前記研究集録の中で提起されている問題点を具体的にみてみる。

問題点として以下の点があげられている。

- (1) 受入れ事業……日常日課に関する生活、運営で、自主的利用は可能なのか。
- (2) 施設の内的充実……施設を利用者向きに充実するにはどうすべきか。
- (3) 施設目的……目的別青年の家より、一般都民の家としての充実する方向はどうなのか。
- (4) 広域施設としての機能……関連施設関係教育委員会との連携の充実はどうするか。
- (5) 施設数……青年人口の4%しか利用できない現状、施設増はどうなのか。
- (6) 在学青少年の利用……特に高校生対象の利用の促進はどう図られるべきか。

4の項目で詳しく述べる。

2. 問題点の具体的考察

(1) 受入れ事業

青年の家では、各所若干の時間の違いはあっても、生活時間帯は決っている、生活時間帯を決めているのは、1つは、一斉に活動しない事による団体間のトラブルをさけることであり、2つには、委託されている業者（警備員、食堂従業員）の労働条件を過酷にする事をさけるためであり、3つには、団体をはなれた各団体相互の交流のためであり、4つには、利用者の健康管理のためである。これらの時間帯については各青年の家での調査でも、利用者のほとんどが、現状のままで良いとしている。これは、生活時間帯が、ミニムムとしての規制である事を利用者が理解している事と、その中で自主的活動を青年の家が保障している事で現状維持となっている。

職員が、生活指導と銘打って前面に出るよりも、リーダーを前面に出し団体が運営されていく方が、メンバーにとって効果的である事が試行の中に見い出せる。（昭和50年1月から、宿直廃止に伴う試行を武蔵野、青梅、八王子青年の家の3館で実施した。）このように利用者相互が、相手の立場、施設の条件を考慮しつつ青年の家を宿泊利用することは、自主的利用、自主的運営といえる。

日帰りの青少年関係施設ではあるが、夜間（17時15分以降）の管理方式は、昭

和51年12月現在、利用者の自主管理方式は都立には存在しないが、区市町村立では、区部2、市部13、都・島部で3ヶ所ある。他の管理方式として巡視と利用者によるもの、管理人と利用者によるもの、職員と利用者によるもの、地域住民への委託者と利用者によるもの、委託整備員と利用者によるものとなっている。(東京都・都民生活局婦人青少年部「青少年施設対策関係資料」・昭和51年度版) 宿泊する場ではないが、いずれも利用者を自らの主権者と認め、何等かの方法で住民、利用者にカギを与えるようになってきている。

(2) 施設の内的充実

利用者の自主的運営を可能とする一つの側面として、施設の内的充実、備品等の配置がある。

施設そのものを入退所までの流れととらえて、利用者がいちいち職員に聞かなくても、自分で分るような状態にしておく事が大切で、各青年の家で実施されている。例えば、電源の箇所、シート置場、スポーツレクリエーション用具の場所、給湯場、ゴミ捨て場、掃除用具置場等々の位置を分りやすく明示している。また、活動上必要と思われる物、例えば、ゲーム用品、文房具、外用薬品、喫茶用品等を所定の位置に置き、利用者が自由に使えるようにしている。

団体によっては、一斉に入所することの不可能な状態が多くあるので、遅れて来た

人のための連絡板や、どんな団体がいて、自分の団体はどこで活動しているか知るための掲示板を出している。

これらの方法をとる事によって、青年の家は、自分達のものなんだといったイメージへと変わってきている。

(3) 施設目的

全国の青年の家での利用対象者を年齢の面からみると、勤労青少年はすべての青年の家で受け入れているが、小学生、中学生、高校生、大学生、成人については受け入れてないところもある。(国立中央青年の家概要係11)

小学生については、施設の条件から利用する事がむづかしい面があったり、また少年自然の家等の設置されている地方公共団体の青年の家では、利用をこたわっている所もある。

成人については、ほとんどの青年の家等で利用を可能としている事から、青年の家の利用年齢上限を25才迄とするのは、実体的ではない。

主催事業についての対象は、主に青年としながらも、青年及び青年をとりまく人々という対象の広がりがある。青年対象の事業の中に、壮年・老年の人の参加があったり、積極的に青年以外を求めたり(例えば「成人と学生のつどい」など)、小学生を意識的に参加させたり(例えば「自然を親しむ親子のつどい」など)している。

幼児については、前記中央青年の家紀要によれば、非宿泊型青年の家では、条件付きを含めて、認めるが64%あり、宿泊型青年の家では、同様61%ある。認めない理由の最大のものは、施設条件が適応しないためであり、これは、幼児に対する適切な施設を併置すれば、利用が可能になる。これにより、幼児を持つ若い親の学習権の保障が可能となる。

以上により、施設目的として青年に限定すべきでないといえる。

(4) 広域施設としての機能

施設間の連携の面からみると、青年の家、勤労福祉会館、青年館等の類似施設の連携と青年の家同士の連携とがある。前者については、若干アプローチはしているがまだまだ軌道にのっていない。後者については月1回の社会教育主事(補)の集まりの中で話し合いの素材となってきた。

近隣区市町村教育委員会との連携については、徐々に行なわれてきている。例えば狭山青年の家での「8市1町青年担当者会」、水元青年の家での「江東5区青年担当者会」、武蔵野青年の家での「10区市青少年担当者会」などがある。これらの会が定期的に持たれ、その中からの事業の連携も芽生えてきている。

(5) 施設数

現在、都立青年の家は、7館あり、総宿泊可能者は1日650名である。これは青

年人口の4%しか利用できない現状である。かつて社会教育部の案として6館増設し計13館の計画があつたが、青年及びそれを取りまく人々の利用という面から考えると区部では3区で1館、島部に1館、私鉄の終点に3館、県外の山と海へそれぞれ7館、計12館を増設し、統計19館は必要である。

建設に際して、それぞれの立地条件を生かしつつあらゆる活動に対応できる施設でなければならない。利用者の声としては、宿泊定員の大きなものは求めている事を考え、70~100人定員の青年の家を中心としつつ、在学青少年の利用促進の見地から少くとも1学年が宿泊できる可能な定員(450人)の青年の家が必要である。

3. 青年の家のめざす方向

(1) 青年の家とは何か

青年の家は、利用者の相互教育、自己教育、主体的教育のできる広域的な宿泊可能な開かれた社会教育施設である。その施設を利用して都民の持つ生活課題を解決するための学習や健康保持増進、人間性の回復のための学習・交流センターである。また、情報の提供を主とした援助機能を持つ情報センターである。更に、主従事業を実施し未組織青年等を組織したり、団体のリーダーを養成したりする組織・育成センターである。

(2) 青年の家の役割

ア 青年の家は、開かれた施設である。

青年の家は、青年という言葉、更に現在の申込み条件に6才～25才迄としても、現実には、26才以上の利用者は増えてきているし、要求も強く出ている。

主催事業の参加希望者の中に、青年について知りたい、青年と共に活動したい青年と語り合いたいとして青年以外の参加希望者がふえつつある。また利用団体の中には、青年だけでは運営できない場合もある。

青年の家類似施設としての勤労福祉会館、児童館、青年館、県立非宿泊型青年の家などでは、成人の学習活動も認めている。また社会教育で実施する講座も青年講座、婦人講座といったものから、青年や婦人という名称をとり去ってきている。対象別事業、対象的施設から都民の持つ生活課題解決のための目的別事業、目的別施設への変換がなされてきている。

利用する者の課題に応えるために学習権の保障として、活動を制限したり、活動を阻害してはならない。その面から考えると受入れについては、年齢、性別、職業、身体によって選別してはいけない。特に年齢による制限はとるべきでなく、広く誰にでも学習の場を提供すべきでありその場の一つとして青年の家は開放し

なければならない。

婦人の学習要求についても同様に補償していき、PTA活動を含めた諸活動の場に提供し、学習活動や交流の場として地域に対して開放されなければならない。婦人の利用でさけて通れない問題として幼児の利用がある。これは施設に若干の手を加えるだけで現在も使用する事が可能である。

身体障害児者に対しても、健常者との交流を含めて、学習の場を保障するばかりでなく積極的に条件整備し利用の促進を図るべきである。

以上の事より、都民すべてが利用できる施設であり、いつでも、誰でも、気軽に使える施設、即ち開かれた施設でなければならない。

イ 青年の家は、サービス機能を持つ施設である。

サービスには、人と物が必要である。人については(ウ)で述べるので、ここでは、物を中心に考える。青年の家は、利用者の多様な要求に応えられるように設備を完備すべきである。都民の学習課題に応えるために、多目的利用の可能な施設でなければならない。高度な文化的技術を消したり、スポーツ技術向上のためといった目的、専門的施設であってはならない。それらは、例えば、東京体育館、多摩スポーツ会館、駒沢体育館

文化会館、美術館、自然博物館等々が担うべきである。青年の家は、生活課題解決のため、人間の豊かさ追求のための基本的な場であり、そこでの活動がスライドし発展して高度な専門的学習に結びつくよう援助する施設である。

施設条件は生活する場として、誰でも利用できるよう条件整備すべきである。例えば、少年、成人、老人、身障者に適する洗面所として高さ、広さ、水道栓等充分配慮がなされなければならない。

学習する場として、研修室、会議室が現在少なすぎる。利用者の団体メンバーが10人～20人が最も多い。その点からみると70人規模では、4部屋の研修室が必要である。また華道、茶道、詩吟、日本舞踊等の利用のための和室、軽い運動のできるレクリエーションホールや体育館、運動場、防音完備の音楽室、印刷やコピーができる印刷室等も必要である。

交流する場として、ロビー的なくつろげる場が必要である。ふらりときて、のんびりできる場、他団体とあるいは、同じ団体のメンバーとの交流ができる場としてのスペースが2つ以上は、必要である。

ウ 青年の家は、情報機能を持つ施設である。

青年の家へ行けば、青年の家へ問い合わせれば、何でも分るといった様にするた

めに、情報、資料を集め、整理し、都民の用に供する情報・資料センターとすべきである。

利用する人達の発行するパンフレットやレポート、機関紙(誌)、社会教育に関係ある資料、青年の家独自の作成する資料(切りぬき等)、等は収集、整理、分類、保存し、求めに応じて提供するばかりでなく、積極的に青年の家等広報誌にP・Rし周知させていかねばならない。学習用、情報用としての図書を計画的に購入し整備していくことはいうまでもない。更に情報を持ちかえるためにも、情報を提供するためにも、印刷やコピーの機器の整備が必要となるのは当然である。

青年の家が独自の立場から情報・資料の収集を行なうのは当然であるが、より充実するために、図書館、博物館、祝賀覚関係施設、道府県市区町村教育委員会、学校、地域活動センター、地域活動団体、全国組織団体、公民館、青年館、婦人会館、福祉施設等の施設、団体、委員会等との連携をとるべきである。

エ 青年の家には、職員が配置されるべきである。

職員には、奉仕的職種、施設、設備の管理的職種、事務的職種、援助的職種がある。一般的にいえば、社会教育施設の職員は特に、サービスの精神が根底になければならぬ。都民全体への奉仕する

という事である。「施設は人なり」である。利用者に接するのは1人の職員であっても、職種に関係なく、全職員の共通の対応がなされなければならない。各職種の人数と仕事内容を考えれば、次の様になる。(70人規模の場合)

奉仕的職種 2名

施設案内、受入事務、生活に関するオリエンテーション、受付事務他

施設、設備の管理的職種 2名

環境整備保持、館内外の整備、保全他事務的職種 2名

庶務、会計管理、職員の福利厚生他援助的職種 2名

施設運営に関する企画・立案、利用者の学習交流のための援助、主催事業の企画・立案・実施、広報・資料収集・整理・展示、運営審議会との連携、ボランティアの育成及び発掘、地域との連携、都民要求の調査、実態把握他

オ 青年の家は、主催事業を実施する。

施設に来る利用者へのサービス、対応だけでなく、居る活動、集める活動も必要であり、その面から主催事業を実施する。

居る活動として、地域団体へ出かけその育成を行ったり、地域団体と共催で青年の家外で事業を実施したりいわば移動青年の家といえる主催事業がある。

集める事業として、青年の家を用いて

行なう主催事業である。

主催事業は、基本的には各青年の家の独自性を持ちながら、全体的に系統的且つ体系的に行なう必要がある。その場合の視点として次のようなものがある。

先導的事業……都民が潜在的に持っている学習要求を引き出すような啓蒙的な要素を持った事業。

広域的事業……1区市町村でできない全都を対象とした事業

地域連携協力補助事業……原則的に地域が実施すべき事業であるが、実施するまで、連携し補助していく事業。

地域交流事業……各地域で活動している人々間の交流事業。

広報・資料収集事業……青年の家のPRと情報センターとしての資料を収集する事業。

ボランティア養成事業……社会教育ボランティアを養成し、地域へもどす事業。

以上の事業の他に、内容的にみると、未組織青年の組織化、団体のリーダー養成、リーダー交流会等の事業が考えられる。

カ 青年の家は、独立性ある施設である。

社会教育の基本は、住民の学習権、教育権の保障である事からいえば、社会変動や経済変動があっても、社会教育関係予算が変動してはいけない。そのために

施設目的が充分発揮できるよう充分な予算が配分されなければならない。景気の変動が、住民の学習要求の変動とは何等関係はない。社会教育行政は、都民参加によって環境醸成されなければならない。青年の家においても、運営審議会を法的に設置すべきであり、審議会は各青年の家と都全体とに設置すべきである。その構成は、地域の各層の住民により選出され、各青年の家のメンバーから都の審議会を構成し、都の社会教育委員会の委員選出母体となるべきである。

職員的面でいえば、複雑、高度化した現代社会において、施設には専門職員を置かなければならない。その職務内容は援助を主とした求めに応じた助言、指導である。そのためは、都民に責任を持つという事から身分、処遇はきちんと体系的に確立していかなければならない。

キ 青年の家は、団体間の相互研修の場であり、団体内の相互研修の場である。

青年の家は、毎日数団体が利用している。知らない団体、知らない活動、知らない目的を学ぶ事が可能になる。そのためのロビーやつどいは効果的である。その中で団体同士の交流が可能となる。

青年の家を利用する場合、ある特定の目的をもってやってくる。目的遂行のためには、充分なる活動時間が保障されて

いる。目的遂行の中から、目的終了後の時間の中から、徹底して議論をしたり、心を開いて談笑する場面で、自分の知らなかった自分をみつけたり、相手の様子を理解するという団体内のメンバー同士の理解が深まる。青年の家はそのような場である。

(3) 区市町村社会教育行政と比べて、青年の家の役割は何か

ア 区市町村第1主観

社会教育行政は、区市町村第1主観といわれている。それは、以下の主な理由と考えられる。

- ・ 社会教育は、日常的な学習の積み重ねである。だから、空間も「ゲタバキ」で行けるような近い所の施設が中心となる。
- ・ 社会教育は、「実生活に即した」実習である。居住する場により生活課題が異なる場合があるので、身近な施設が中心となる。
- ・ 社会教育は、地方自治の学習の場である。地方自治の基礎単位としての自治体にある施設が中心となる。
- ・ 社会教育は、住民の手に握られていなければならない。住民の手の届き易い場が中心となる。

イ 東京都の考え方

社会教育部施策推進方針（昭和52年度）によれば、「区市町村が行なう施策

の援助」「広域的役割」「社会教育施設と教育委員会の役割の明確化」「都民参加の推進」「行政の整備、充実」が基本方針としてあげられている。青年の家としては、このうち主に区市町村事業援助及び広域的役割、都民参加推進が特に関連しているといえる。利用者の受け入れや主催事業及び区市町教育委員会事業の特認等で上記の役割を実施はしているが都と区市町村の事業の境界は、不明確である。そのため区市町村の方からは、都が都民全体を対象とした主催事業を実施することへの否定論が一部にあったり、青年の家側からも、自信を持って実施するという姿勢に欠ける面が出てきたりしている。

ウ 都民の諸活動の広域性と青年の家の役割

都としての広域性にスポットをあてて考えてみると、青年の家が「広域社会教育施設」としての役割は大きいといえる。その背景として次の事がある。

- ・ 各区市町村に存在する団体が、連絡をとりあい、1定地域からはなれた広域的連絡会の結成がみえる。
- ・ 団体の構成員が、全都的にちらばっている団体がふえている。
- ・ 1定の地域では解決困難な学習課題が増加している。
- ・ 全都的な情報資料の要求が深まって

いる。

以上の事により広域性という観点から青年の家の役割が重要となる。そのための物的面はもちろんの事、人的面でも条件整備することが当然となる。

エ 今後の展望

今後青年の家のとるべき方策として、主催事業、施設提供、専門的職員の助言指導の三項目について今迄より一層、内容の面で、組織の面で充実、拡大、明確化が図られねばならない。

利用団体のほとんどは、一過性であるが、その中で青年の家と利用者とのつながりを深め日常活動の中へ青年の家を位置づけ、より活動の発展が図られるようにする場となっていく事が大切である。青年の家が宿泊する場から、宿泊可能な場への変化、非日常的利用の場から日常的利用への変化を図るべく運営されていく事が、今後の大切な任務となっていく。

更に、都民の要求に応える立場からの運営、民主的な社会教育行政の可能な専門的職員の力量の増大、都民の共有財産としての施設の管理、都民参加による主催事業等が必要となるのはいうまでもない。

都と区市町村の事業の境界は、一定の面では区分け可能であるが、その世界はなめらかではない。デコボコした境界を互いにうめていく事が、行政の役割であ

るといえる。

(4) 在学青少年に対する青年の家のあり方

ア 社会教育審議会の建議から

在学青少年に対する社会教育の在り方についての社会教育審議会の建議に示されている趣旨の大要は次のようである。

- ・ 豊かな人間形成を図るため、家庭教育、学校教育、社会教育が相互に連携し補完し合わねばならない。
- ・ 急激な社会構造の変化により青少年をとりまく教育環境が大きく変わりつつある現実をふまえ青少年の成長発達に応じた社会教育の果たすべき役割を明確にした。
- ・ 家庭、学校、社会の三者の連携、特に学校教育と社会教育との連携についてその境界線上にある教育活動の位置づけを明確にした。
- ・ 指導者、施設設備の拡充整備の具体的な方向を提示した。

以上の趣旨にもとづいて、最近の青少年の動向と志向する方向、現実面とのギャップをあげ、更に急激な社会構造の変化に伴い教育機関の各分野での教育機能の変化とそれに対する対応策、役割、連携協力の在り方について述べている。

イ 在学青少年と社会教育の役割

社会教育の側から在学青少年に対しての働きかけの必要性、役割は次の様に考

えられる。

- ・ 在学青少年は、限定された地域に住する人々で地域社会を形成する重要なメンバーである。その者への対応としての役割。
- ・ 学校教育のヒズミや過疎化あるいは過密化された社会の中で孤立化し、脱落していく青少年に対してグループやサークル活動などを通じて生甲斐を見出して行くように対応していく役割。
- ・ 在学青少年が異年令層の人々とまったく対等に且つ自由に話し合い、交流し合えるのは社会教育の場しかない。相互理解の場としての役割。
- ・ 今日の学校教育におけるヒズミに対する批判は、社会教育の場に於てのみ正しく評価されるという評価の役割。
- ・ 在学青少年は、強制される事のない社会教育の施設においてのみ自主的且つ自由な活動をする事ができる。セルフコントロールの場としての役割。
- ウ 在学青少年の自主的学習を阻むもの
- ・ 学校当局の事なかれ主義

現在の学校教育を貫いている「事なかれ主義」により、在学青少年が、学校外で活動する事を制限したり禁止したりするために、活動がスムーズに行かない。その障害を除き、広い視野に立って教育をみていかなければならな

い。

- ・ 学校教育の閉鎖性

学校は、一般的にいって学校内に閉じこもりがちであり、外部との接触、特に他校の生徒との接触到群衆的であるが、これが生徒に與つた優越感、孤獨感、劣等感等をうけつけ、狭い視野の人間にしまっている。社会教育はこうした壁を打ち破られねばならない。

- ・ 社会教育職員による強制的指導の弊害。

生活指導という名の下に強制的な指導を行なっている社会教育施設が多い。施設によっては学校よりきびしく、その結果、利用した者は、青年の家とは距離感があると思つていたりする。

利用する者の自主性を尊重し、創造性を育て、協調性を図るような施設でなければならない。そのため職員は、指導者、管理者たるよりも、援助者、協力者でなければならない。

- ・ 学校教育一辺倒の財政措置の是正

学校教育に比べて、社会教育の予算の少なさは目にあまるものである。学校教育、社会教育は車の両輪であるといわれているにしては、徹々たるものである。予算面でいえば、社会教育は学校教育のおちこばれの補助機関、救済機関ともいえる。大胆な予算増が必

要である。

- ・ 国家教育施策の誤り

学校教育一辺倒、学歴偏重社会、受験競争、差別による落ちこぼれ等々は国家教育施策の誤りの結果もたらされたものであり、これらの根本的解決の必要が迫られている。

エ 在学青少年と青年の家の在り方

上記内容をふまえ、青年の家の在り方として以下の様を考える。

- ・ 住民との密接な関連をもつ事が社会教育施設にとって不可欠であるならば施設管理及びその運営は、当然住民の意見がとり入れられねばならない。

- ・ 活動内容が、学校の延長であつたり押しつけであつてはならない。

- ・ 1つの学校の枠をはなれた場でなければならない。

- ・ 施設は、在学青少年が自由で創造的な活動ができるよういつでも自由に宿泊でき活動できる場であること。

- ・ 青少年の多目的活動に応じる事のできる総合施設であること。

- ・ 特定の目的（例えば、受験勉強）を持つ者のみの施設にならないこと。

- ・ 在学青少年が施設に親しみ且つ彼等の自由な活動を促すため、彼等を対象にした事業を多く実施すること。